

「優生保護法」改定阻止運動 ③

2019年11月末、1980年代に内閣総理大臣を務めた(1982～1987年)中曽根康弘氏が101歳で亡くなった。最後の昭和の証人とも言うべき中曽根氏の手記「二十三歳で三千人の総指揮官」(松浦敬紀編著『終わらなき海軍』文化放送、1978年所収)には、海軍主計中尉であった氏による「慰安所」に関連する記述がある。これについて氏は、従軍慰安婦が詰める「慰安所」ではないと否定しているが(2007年3月23日、日本外国特派員協会)、2013年3月8日の衆議院予算委員会で示された防衛省の資料「海軍航空基地第二設営班資料」(防衛研修所戦史室)との整合性をめぐっては、不明確な点もあり、生前に真実を明らかにしてほしいところである。

さて、中曽根氏は、同時期の米国大統領ロナルド・レーガン(1981～1989年)との「ロン・ヤス」関係の下で、日米の関係強化を構築したと言われるが、日米両国は、プロファミリー政策という点でも共通点があったことは、本誌(2019年9月号)で述べた通りである。日本では、政治における急速な保守化がみられた時代であった。

このような1980年代に学生生活を送っていた筆者自身は、1970年代のリブに乗り遅れた世代として、初めてこの時期にフェミニズムの洗礼を受けることになる。男女雇用機会均等法(施行前年に学部を卒業したため恩恵には与れず)、山のように出版されたフェミニズム関連書籍、自治体等によるフェミニズム講座の隆盛、新聞紙上におけるアグネス論争等々。その中で振り返ってみれば、もっとも印象に残っているのが、1980年代における「優生保護法」改定阻止運動であった。女性の「からだ」に直接かかわる事項が、当事者である女性の頭上で、政治や宗教によって決定されかねないこと、そもそも女性自身が自分の「からだ」に対する知識を十分に持ちあわせていないことに対し、愕然としたのである。1980年代には折しも、富士見産婦人科病院事件(埼玉県所沢市)も起きている。

その時分、フェミニズムは学問とみなされておらず、したがって大学の図書館には筆者の関心に応えるような資料は少なく、飯田橋駅直結のビルの上層階にあった東京都婦人情報センター(表参道の現東京ウィメンズプラザにその後移転)にしばしば通ったものである。インターネットのなかった当時は、各種集会への参加の他には、ミニコミ誌、チラシ、パンフレットを通してでしか、本当に欲しい、知りたい情報を得る方法がなかった。

阻止連の結成とその意義

「胎児の生命尊重」をレトリックに用いた、1980年代の改定の動きに対して、すぐさま様々な方面から反対運動が起こった。1982年7月、「優生保護法改悪＝憲法改悪と闘う女たちの会(イコールの会)」と「国際婦人年をきっかけとして行動を起こす女たちの会」による抗議集会が開かれ、同年8月には「'82優生保護法改悪阻止連絡会」(略称:阻止連。現在は、「SOSHIREN^{わたし}女のからだから」と改称)が結成される。阻止連の性格は、1970年代のリブ運動を受け継ぐものであると、荻野美穂は指摘している。阻止連の設立趣意書には、優生保護法の問題が、

次のように端的に述べられている。

「明治初年に墮胎禁止令が出されて以来、妊娠・出産は私たちの意志を越えて、国家の管理するところのものとなりました。天皇制国家の富国強兵政策・軍国主義を支えるため、明治十三年に設けられた刑法墮胎罪、そして敗戦後、戦後の混乱を解消するため墮胎罪を存続したまま条件つきで中絶を許可した優生保護法——この二つによって女性はときに産まされ、ときに墮させられてきたのです。さらに優生保護法とは、第二次世界大戦中、ナチス断種法をまねて作られた『国民優生法』を基にしたもので、その目的というのは『劣勢な遺伝』を抹殺し、国家にとって都合のよい人間のみを作ろうとするものです。」

このことから分かるように、阻止連の目指すところは、優生保護法の改定阻止のみならず、刑法墮胎罪および優生保護法そのものの撤廃であった。「当面の経済条項の削除に反対するだけでなく、70年代における障害者運動との連携を通して、同法が障害者に対して差別的であるばかりでなく、『生まれて良い子』と『良くない子』のふるい分けのために女のからだを利用しようとするものであるという認識」が共有され、その後、全国各地に阻止連の支部や参加団体が広まっていくこととなる。

改定阻止運動の広がり

さらに、リブ系以外の、中には保守的・体制的とも思えるような団体を含む、多様な女性団体によっても反対運動が展開されていく。日本婦人有権者同盟、大学婦人協会、日本キリスト教婦人矯風会、婦人国際平和自由連盟日本支部、全国地域婦人団体連絡協議会、東京キリスト教女子青年会、日本看護協会、主婦連合会(主婦連)、全国友の会、家庭科の男女共修をすすめる会、日本婦人団体連合会、新日本婦人の会、日本母親大会連絡会、婦人民主クラブ、日本生活協同組合連合会等々、宗教やイデオロギーを超えた問題として、女性たちに共有されていった。

こうした広範囲の女性たち結集の背景として、荻野は、1980年代の急速な政治の右傾化への危機感を挙げ、日本婦人団体連合会会長、櫛田ふきの以下の言葉を引用している。

「優生保護法改悪の中心になっている人たちは、一方で軍拡と憲法改悪の熱心な推進者である。『生命尊重』といいながら、同時に人間の生命を大量に虐殺する軍備を増強せよと主張する人たちに、私たちはかつて、『産めよふやせよ』と侵略戦争にかりたてた人たちの姿を思い出す」(婦人協同法律事務所編著『いまなぜ優生保護法改悪か』労働教育センター、1983年)。

そうした中、専門家集団である、日本母性保護医協会、日本家族計画連盟と同協会、日本助産婦会、日本産婦人科学会などからも反対表明が出され、ついには強い政治的発言力をもつとされる日本医師会も反対の立場をとるに至った。これらの広範囲にわたる団体からの阻止運動を受け、1983年3月末、改定案の国会提出は見送られることとなったのである。

[参考文献]

荻野美穂『女のからだ』岩波新書、2014年。